

むつ市農業委員会第723回総会議事録

1. 開催日時 27年7月10日（金）午前10時50分から午前11時30分

2. 開催場所 むつ市役所 大会議室A

1. 出席委員（25名）

議 席	役 職 名	氏 名
2	農 業 委 員	青 木 明
3	〃	杉 山 重 一
4	〃	菊 池 秀 藏
5	〃	坂 本 正 一
6	〃	畑 中 光 政
8	〃	柏 谷 均
9	会 長	立 花 順 一
10	農 業 委 員	鴨 田 輝 雄
11	〃	菅 原 靖 博
12	〃	工 藤 輝 雄
13	〃	村 口 鉄 雄
14	〃	野 里 岩 雄
15	〃	嶋 影 秀 子
17	〃	林 忠 久
18	〃	小 林 義 顯
19	〃	柳 澤 都 市 秋
20	〃	福 永 忠 雄
21	〃	藤 澤 伊 三 郎
22	〃	村 口 利 光
24	〃	本 山 日 満 夫
25	〃	柴 田 峯 生
26	〃	中 嶋 寿 樹
27	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
28	農 業 委 員	板 井 弘 已
29	〃	立 花 幸 雄

4. 欠席委員（5名）

議 席	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	北 川 岩 男
7	〃	蛭 名 修 一
1 6	〃	向 川 則 勝
2 3	〃	杉 山 武 美
3 0	〃	水 戸 隆 璽

2. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
議案第3号 非農地証明願について
 報 告 事 項 農地の転用事実に関する照会について
 その他

6. 会議に従事した職氏名

局 長 工 藤 初 男
 次 長 畑 中 誠
 主任主査 川 村 利 之
 主任主査 対 馬 亮 子

7. 会議録署名委員

2 番 青 木 明 3 番 杉 山 重 一

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主任主査 対 馬 亮 子

9. 会 議 の 概 要

議長	ただいまから、むつ市農業委員会第723回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、30名中25名で定足数に達しております。 本日、1番北川委員、7番蛭名委員、16番向川委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、2番青木委員、3番杉山重一委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の対馬主任主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について3件を、議題に供します。 事務局より、説明願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請、3件についてをご説明いたします。 受付第1号、申請地大字田名部字南枕山27、地目は畑、面積1,198㎡、売買による所有権移転であります。 申請地では、譲渡人が耕作してきたものであります。譲受後も継続して畑として利用するものであります。 調査については、6月24日杉山重一委員、菅原委員、嶋影委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 受付第2号、申請地大字田名部字赤川ノ内並木45外1筆、現況は畑、面積合計7,912㎡、売買による移転についてであります。 申請地では、譲渡人、譲受人（赤川ノ内並木45、登記地目原野）が耕作してきたものであります。譲受後は畑（ハウス栽培）として利用するものであります。 調査については、7月1日北川委員、青木委員、工藤委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 受付第3号、申請地大畑町正津川戦敷378、現況は畑、面積合計3,113㎡、売買による移転についてであります。 申請地では、譲渡人が耕作してきたものであります。譲受後は畑として利用するものであります。 調査については、7月2日畑中光政委員、本山委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
杉山重一 委員	受付第1号について、補足いたします。 調査の結果、農地は多少荒れていましたが、隣でレストランも経営しており、これから耕作を再開するとのことで、特に問題ありません。
工藤委員	受付第2号について、補足いたします。 事務局の説明通り、ハウスもすでにあり営農しており、特に問題ありません。
本山委員	受付第3号について、補足いたします。 事務局の説明通り、現在も営農されており、そのまま引き継ぎ営農とのことで、特に問題ありません。
議長	議案第1号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。 続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認2件についてを、議題に供します。 事務局より、説明願います。
事務局	議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。 受付第1号、申請地は川内町袈川230、面積2,989㎡。 受付第2号、申請地は川内町板家戸54他2筆、面積合計40,362.95㎡。 いずれも、借受人は、あおもり農林業支援センターで農地中間管理機構を利用するとのことであります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
鴨田委員	受付第1号及び第2号に補足いたします。 いずれもの土地も採草地、放牧地となっており特に問題は無いと思います。
議長	議案第2号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
坂本委員	受付第2号、板家戸54番についてですが、登記地目が宅地とありますが、この申請地も該当になるということでしょうか。

事務局	本申請地は以前家が建っていたということで、登記地目が宅地となっておりますが、現在は取り壊され、畑として利用されているため、農地として扱っておりますので、特に問題ありません。
坂本委員	登記地目を宅地から農地にすることは、できるのですか。
事務局	現況が農地であれば、特に許可はいらないので、できると思います。
議長	ほかに質疑ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、議案第 2 号は原案のとおり承認するものとして、むつ市長に回答いたします。 次に、議案第 3 号、非農地証明願 1 件についてを、議題に供します。事務局より、説明願います。
事務局	議案第 3 号非農地証明願についてご説明いたします。 受付第 1 号、申請地は大字田名部字最花 3 5 番 2 7、地目は田、面積 1, 6 3 6 m²であります。 調査については、6 月 2 4 日杉山重一委員、菅原委員、嶋影委員、事務局で調査した結果、農地として著しく復元困難であるため非農地相当であると思われま
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
嶋影委員	議案第 3 号、非農地証明交付申請の承認について、6 月 2 4 日現地確認した結果、申請者の両親が、今から 3 0 年以上前に耕作をやめ、耕作再開困難なまま放置したため、自然に非農地化してしまいました。 事務局の説明通り、農地に復元困難で、非農地相当であると判断できます。以上で補足を終わります。
議長	議案第 3 号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、議案第 3 号は原案のとおり承認いたしました。 最後に、農地の転用事実に関する照会について等、報告事項が 3 件あります。 事務局より、説明願います。
事務局	報告事項、農地の転用事実に関する照会について、3 件についてご説明いたします。 報告第 1 号、農地の転用事実に関する照会、申請地は、大湊上町 5 3 3 番

外1筆、地目は畑、面積合計374㎡についてであります。

調査につきましては、6月12日村口鉄雄委員、小林委員、村口利光委員、事務局で調査した結果、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。

報告第2号、申請地は、大字関根字北関根405番、地目は畑、面積9,836㎡についてであります。

調査につきましては、7月2日蛭名委員、杉山武美委員、事務局で調査した結果、農地として復元困難で、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。

報告第3号、申請地は、中央一丁目203番、地目は田、面積3,120㎡についてであります。

調査につきましては、7月1日北川委員、青木委員、工藤委員、事務局で調査した結果、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第723回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員

青 木 明

会議録署名委員

杉 山 重 一